

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、  
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和3年3月12日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

東山区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和3年4月12日から同年5月25日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
4月12日(月)	午前10時～午後2時00分	元 月輪小学校
4月13日(火)	午前10時～午後2時00分	元 今熊野小学校
4月15日(木)	午前10時～午後2時30分	元 新道小学校
4月16日(金)	午前10時～午後2時30分	開晴小中学校
4月19日(月)	午前10時～午後2時30分	東山泉小中学校 (元 一橋小学校)
4月20日(火)	午前10時～午後2時30分	元 有濟小学校
4月22日(木)	午前10時～午後2時30分	東山総合支援学校